

同窓会会則

- 第1条 本会は岐阜県立関高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の旧交を温め、兼ねて母校の隆盛を緩くるを以って目的とする。
- 第3条 本会は事務所を関高等学校内に置く。
- 第4条 会員を分けて次の2種とする。
正会員 武儀高等女学校同併設中学校および関高等学校の卒業生
名誉会員 武儀高等女学校同併設中学校および関高等学校の職員及び旧職員
- 第5条 本会は次の役員を置く。
名誉会長 1名 副会長 若干名 名誉幹事 若干名
顧問 若干名 書記 2名 幹事 若干名
会長 1名 会計 2名 同窓会委員 若干名
- 第6条 名誉会長は関高等学校長を推し、会長および副会長は総会により正会員中より選出する。顧問は本会に功労のあった者のうちより幹事会で推薦する。
名誉幹事は名誉会員中より会長が委嘱する。
幹事は同期卒業生の同窓会委員の中より若干名を選出する。
書記、会計は正会員の中より会長が委嘱する。
会長、副会長、書記および会計の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第7条 本会の役員の任務は次の通りとする。
会長は本会の会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長不在の折は会務を代行する。
書記は総会並びに各役員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知を発送する。
会計は本会の収支を正確に記録して総会の都度これを報告し、次回初めての総会に於て会計監査委員会の監査を得た決算報告をする。
顧問は会長の諮問に応じ必要により各会議に加わることができる。
名誉幹事および幹事は会長の指揮を受け諸般の会務を処理する。
同窓会委員は幹事を補佐し会務を参与する。
- 第8条 本会に会計監査委員会（2名）を設け会計の監査に当たる。会計監査委員は正会員より総会で決める。
- 第9条 本会は必要に応じて役員選考会を設けることができる。
- 第10条 本会は第2条の目的を達するため次の事業を行う。
－ 後進を指導し母校の発展を援助すること。
－ 会報および会員名簿を発行すること。
－ 講演会、講習会を開催すること。
－ 会員の祝賀、弔問等その他役員にて必要と認めて事項。
－ 各支部活動の後援をすること。
- 第11条 2年毎に1回総会を開き、新会員の歓迎、役員選挙、会務報告、懇親会その他重要な会務を遂行する。
必要がある場合は臨時総会を開くことがある。総会を開かない年は、その年度始めに定例幹事会を開く。
- 第12条 正会員は入会金並びに会費を出金するものとする。ただし、入会金は5,000円、会費は2年毎に2,000円とする。
又、入会金は通常費と積立金とし、会費は会の活動、発展および第10条の目的を達する必要な経常費の補助と特別行事（記念事業等）の補助を行うものとする。
- 第13条 本会の積立金は総会又は幹事会の決議により支弁することができる。
- 第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第15条 本会の収支決算は総会又は会報にて報告する。
- 第16条 本会は遠隔の地に於て多数の会員在住の際は本会の目的達成のため支部を設けることができる。ただし、支部に必要な経費はその支部に於て負担し、規約はそれぞれの支部でこれを設ける。
- 第17条 本会の規約は総会の決議を経て変更することができる。
- 付 則 本部役員は名誉会長、会長、副会長、書記および会計をもって構成する。幹事会は名誉会長、会長、副会長、書記、会計、名誉幹事および幹事をもって構成する。

< 付 記 >